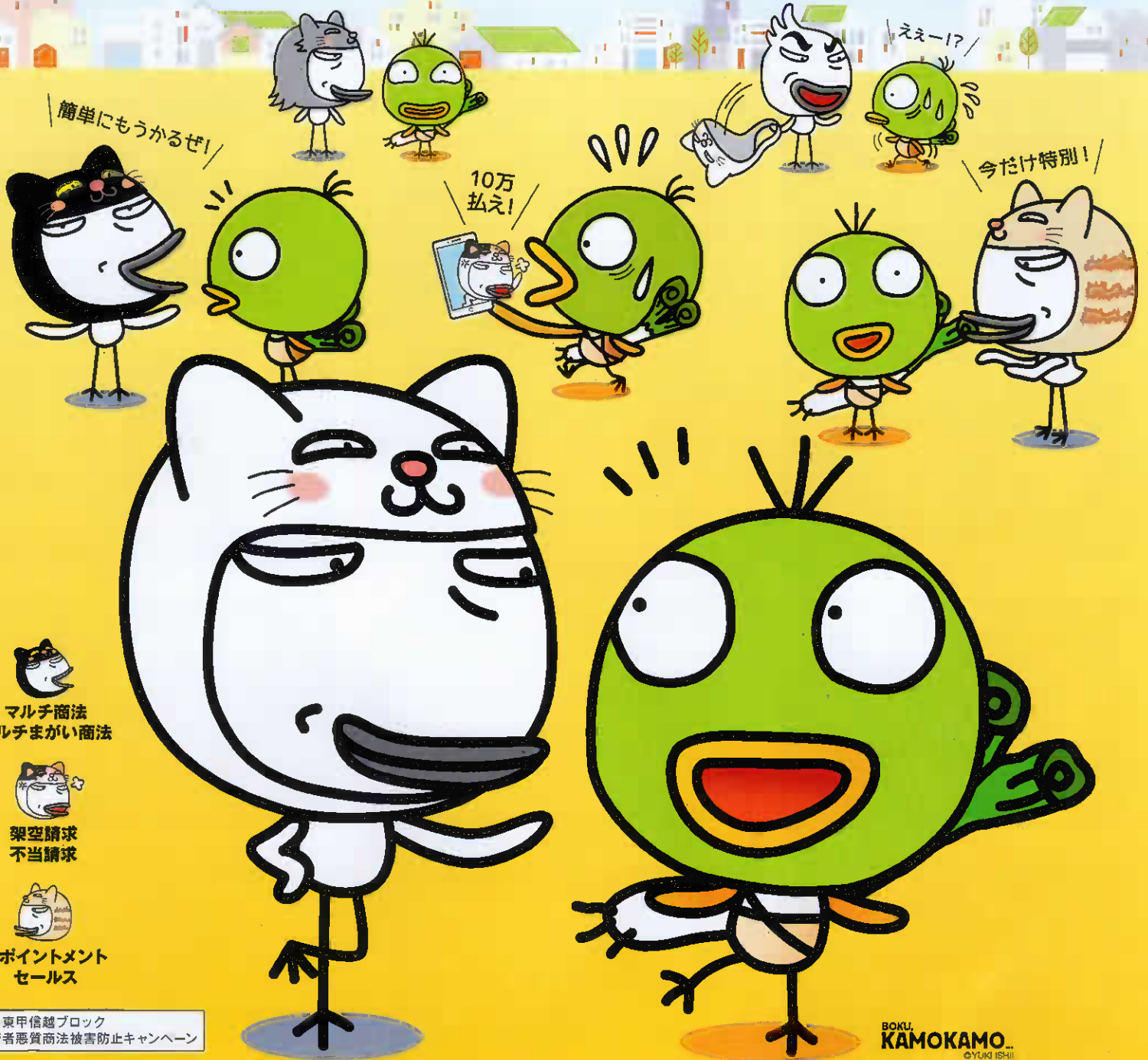


悪質商法は、 ネコをかぶってやって来る。




マルチ商法
マルチまがい商法


架空請求
不当請求


アポイントメント
セールス

関東甲信越ブロック
若者悪質商法被害防止キャンペーン

BOKU
KAMOKAMO...
©YUKI ISHII

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン ☎188

 東京都消費生活総合センター
☎03-3235-1155



 @tocho_shouhi

 <https://www.facebook.com/tocho.shouhi>

暮らしに役立つ情報発信中!

東京くらしWEB

検索



契約解除

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

■クーリング・オフの手続きの手順

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。



■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××□□営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- ・訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等)..... 8日間
 - ・電話勧誘販売..... 8日間
 - ・連鎖販売取引(マルチ商法)..... 20日間
 - ・特定継続的役務提供(エステティックサロン・語学教室等)..... 8日間
 - ・業務提供誘引販売取引(サイドビジネス商法等)..... 20日間
 - ・訪問購入(いわゆる訪問買取)..... 8日間
- ◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。 ◆消耗品(化粧品・健康食品)で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター (〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階) ※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 多重債務 ☎03-3235-1155 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時

架空請求 専用 ☎03-3235-2400 受付時間:月~土曜日・午前9時~午後5時



昭島市消費生活センター

〒196-8511 昭島市田中町 1-17-1 昭島市役所 2 階 生活コミュニティ課内

☎ 042-544-9399

相談時間：月～金曜 午前9時～正午・午後1時～午後4時 (土日・祝日・年末年始はお休みです。)